

群馬大学昭和地区防災対策委員会規程

平成30.10.1 制定

改正 令和 3. 4. 1 令和 4. 4. 1

令和 4.10. 1

(設置)

第1条 群馬大学昭和地区（大学院医学系研究科，保健学研究科，医学部，医学部附属病院，生体調節研究所，総合情報メディアセンター医学図書館及び昭和地区事務部を言う。）における防災体制の整備・充実を図るため，群馬大学昭和地区防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災に関する基本計画の策定及び実施
- (2) 防災設備の改善及び強化
- (3) 防災訓練の企画及び実施
- (4) 防災知識の普及及び防災意識の高揚
- (5) その他防災対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学系研究科の教授 1人以上
- (2) 保健学研究科の教授 1人以上
- (3) 生体調節研究所の教授 1人以上
- (4) 防災を担当する附属病院の病院長補佐
- (5) 附属病院救命救急センター長
- (6) 附属病院の検査部，手術部，放射線部，臨床工学部，薬剤部及び看護部から選出された者 各1人
- (7) 附属病院栄養管理室長
- (8) 総合情報メディアセンター医学図書館長
- (9) 昭和地区事務部総務課長
- (10) 学務課，管理運営課及び医事課から選出された職員 各1人
- (11) その他委員長が必要と認める者 若干人

2 前項第1号から第3号までの委員は、それぞれ医学系研究科教授会，保健学研究科教授会及び生体調節研究所教授会から選出するものとする。

(任期)

第4条 前条第1号から第3号まで，第6号，第10号及び第11条の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，第3条第1項第4号の委員をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(代理者及び委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(議決事項の周知)

第8条 第3条第1項第1号から第4号まで、第9号及び第10号の委員は、委員会で審議した事項について、それぞれ教授会等を通じて、所属する研究科等内に周知するものとする。

(実施調査)

第9条 委員会は、防災対策に資するため定期又は臨時に、実施調査をすることができる。

2 委員会は、必要のあるときは、前項の調査を技術職員に委嘱することができる。

(専門委員会)

第10条 委員会に、第2条に掲げる審議事項のうち、特定の研究科等に関係する事項について審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(作業部会)

第11条 委員会又は専門委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(勸 告)

第12条 委員長は、防災対策上必要と認める事項の実施について、医学系研究科長、保健学研究科長、附属病院長及び生体調節研究所長に勧告するものとする。

(事 務)

第13条 委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、医学系研究科、保健学研究科及び生体調節研究所の教授会並びに病院運営会議の議を経て、附属病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第3条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第11号の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

3 群馬大学医学部防災対策委員会規程（平成16年4月1日制定）、保健学科防災委員会に関する申合せ（平成16年4月1日制定）、群馬大学医学部附属病院防災対策委員会規

程（平成16年4月1日制定）及び群馬大学生体調節研究所防災対策委員会内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。